

# 無人で営業する旅館業施設について

従業員が常駐していない無人の状態で旅館業施設を営業する場合、玄関帳場（フロント）の代替となる設備や体制を整える必要があります。

## 【常時の出入り確認】

宿泊者の出入口には監視カメラの設置が必要です。  
必要なときに録画した映像の確認ができるようにしてください。

〔根拠〕旅館業における衛生等管理要領 II 第18(5)2)

## 【チェックイン時の本人確認】

対面で行うことが原則ですが、チェックイン機を設置して本人確認を行う方法もあります。

※ チェックイン機は3つの要件を満たす必要があります ※

- 1) 施設に備え付けられていること  
(客室に入る前の位置に設置されていること)
- 2) 宿泊者の顔を撮影して必要なときに確認できること
- 3) 予約情報に間違いがないか宿泊者に確認できること

〔根拠〕旅館業における衛生等管理要領 VI 4

## 【緊急時の駆けつけ体制】

緊急時、おおむね10分程度で駆けつけられる体制を整えてください。  
施設内の分かりやすい場所に、緊急連絡先を掲示してください。

〔根拠〕旅館業における衛生等管理要領 II 第18(5)1)  
及び II 第22(3)

## 【宿泊者名簿の作成】

有人、無人に関わらず、宿泊者の名前、住所、連絡先を記録した名簿を作成して、3年間保管してください。

宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人のときは、パスポートの画像を撮影し保存してください。

〔根拠〕旅館業法第6条  
旅館業法施行規則第4条の2  
旅館業における衛生等管理要領 VI 5

～営業開始後にチェックインの方式を変更するときも  
以上の要件を必ず満たしてください～

詳細については保健所へお問い合わせください。

小樽市保健所 生活衛生課 衛生指導グループ (電話)0134-22-3118